

吸収合併に関する事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく書類)

(簡易吸収合併)

2024 年 10 月 1 日

東部ネットワーク株式会社

2024年10月1日

東部ネットワーク株式会社

代表取締役社長 若山 良孝

当社は、2024年8月9日付で相模新栄運送株式会社（以下「相模新栄」といいます）との間で締結した合併契約書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、相模新栄を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」を行いました。本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項および同法施行規則第200条で定める事項を記載した書類を備えおくこととします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1項）

2024年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第785条および第787条の規定ならびに会社法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）吸収合併をやめることの請求

相模新栄の株主は当社1社のみであり、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求

相模新栄の株主は相模新栄の特別支配会社である当社1社のみであるため、会社法第785条第1項の規定に基づく手続について、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

相模新栄は、新株予約権および新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

相模新栄は、会社法第789条第2項の規定に基づき、令和6年8月13日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で知れている債権者に対し各別の催告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第797条および第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 吸収合併をやめることの請求

本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第796条の2の規定に基づく手続について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社は、会社法第797条第3項および第4項の規定に基づき、令和6年8月13日付の電子公告により、株主に対して公告を行いました。なお、本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第797条第1項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

(3) 債権者の異議 当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、令和6年8月13日付の官報および同日付の電子公告により、債権者に対して合併に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から継承した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、相模新栄の資産・負債およびその他権利義務一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により、吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2024年10月18日（金）（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書類

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づく書類)

(略式吸収合併)

2024年8月13日

2024年8月13日

相模新米運送株式会社

代表取締役社長 阿部 悟志

当社は、2024年8月9日付で東部ネットワーク株式会社（以下「東部NW」といいます）との間で締結した合併契約書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、東部NWを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます）を行うこととしました。本件吸収合併に関し、会社法第782条第1項および同法施行規則第182条で定める事項を記載した書類を備えおくこととします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2024年8月9日付で当社と東部NWが締結した合併契約書は別紙のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項 本吸収合併は完全親子会社間の合併であるため、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

本吸収合併に際し、合併対価の交付を行わないため、該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定めに関する事項

当社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第182条第1項第4号）

東部NWは有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

6. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ハ）

該当事項はありません。

7. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

8. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生後の東部NWの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の東部NWの収益状況及びキャッシュフローの状況について、東部NWの債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収合併の効力発生後における東部NWの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

合併契約書



合併契約書

東部ネットワーク株式会社（本店所在地：神奈川県横浜市神奈川区栄町2番地の9。以下、「甲」という。）と相模新栄運送株式会社（本店所在地：神奈川県相模原市中央区上溝4083番地。以下、「乙」という。）とは、次のとおり、本契約書を締結する。なお、本契約は、法令に定められた関係官庁の許認可を条件として効力を生じる。



第1条（合併方式）

甲及び乙は、甲を存続会社とし、乙を消滅会社として、合併する（以下、「本件合併」という。）。

第2条（合併の効力発生日）

本件合併の効力発生日は、令和6年10月1日（以下、「本件効力発生日」という。）とする。ただし、合併手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第3条（存続会社の資本増加）

甲が、本件合併により増加すべき資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金、その他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件効力発生日における乙の資産及び負債の状態により、甲、乙協議の上、これを変更することができる。



| | |
|------------|---|
| 1 資本金 | 0円 |
| 2 資本準備金 | 0円 |
| 3 その他資本剰余金 | 本件合併の直前の乙の資本金の額、資本準備金の額及びその他資本剰余金の額の合計額 |
| 4 利益準備金 | 0円 |
| 5 その他利益剰余金 | 本件合併の直前の乙の利益準備金の額及びその他利益 |

剰余金の額の合計額

第4条（合併比率等）

乙は、甲の完全子会社であるから、甲は、本件合併に際して、甲の株式その他の金銭を乙の株主である甲に割当交付しない。

第5条（取締役の選任等）

本件効力発生日以降、甲の取締役については、本件効力発生日前に就任している甲の取締役が引き続きその職務にあたるものとする。

第6条（取締役の退職慰労金）

甲及び乙は、本件合併に際し退任する乙の各取締役に対し、退職慰労金を支払わないことに合意する。

第7条（合併承認総会）

本件合併は、甲においては会社法第796条第2項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第8条（会社財産の引継）

1. 乙は、令和6年3月31日現在の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、これに、合併期日までの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を合併期日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。
2. 乙は令和6年3月31日から合併期日前日に至る間の資産および負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。甲はこれを承継する。

第9条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、本件効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ他方当事者と協議のうえこれを実行する。

第10条 (従業員の処遇)

甲は、合併期日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議のうえ、これを定める。

第11条 (合併条件の変更、合併契約の解除)

本契約締結の日から本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲及び乙は、協議のうえ本件合併の条件を変更するか、または、本契約を解除することができる。

第12条 (本契約規定以外の事項)

甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項について、本契約の趣旨に従って、協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

<契約締結日>

令和6年8月9日

(甲) 神奈川県横浜市神奈川区栄町2番地の9

東部ネットワーク株式会社

代表取締役社長 若山良孝



(乙) 神奈川県相模原市中央区上溝4083番地

相模新栄運送株式会社

代表取締役社長 阿部悟志

